

土浦市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年3月29日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和4年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和6年6月25日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充

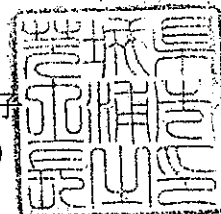




土管発第507号
令和6年6月18日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：管財課)



令和4年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	<確認した事実> 行政財産の目的外使用許可に係る使用料で算定の誤りがある。 <措置すべき内容> 行政財産として管理する旧高津庁舎の一部を日本年金機構に駐車場として目的外使用を認めた件について、使用料の算定において、行政財産使用許可事務処理基準に定める端数処理と違う端数処理を行ったために本来もらうべき額より13円安くなっていたため、適正に処理されたい。
講じた措置の内容	日本年金機構に対し不足分13円の納付を求めましたが、行政財産使用許可事務処理基準は内規であり、行政財産使用許可書に記載された金額しか支払えないとの主張から、相手方と協議を重ねましたが、提示できる条例等の根拠がないため、理解が得られませんでした。 なお、令和5年度より基準に則り適正に処理を行っています。

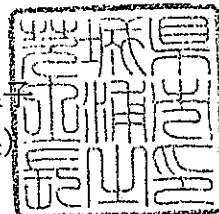




土管発第508号
令和6年6月18日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：管財課)



令和4年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	<確認した事実> 普通財産の貸付料で算定の誤りがある。 <措置すべき内容> 普通財産として管理する卸町地内の土地にガス管を設置するため貸付けを認めた件について、貸付料の算定において、ガス管は地中にあり埋設管料金で算定すべきところ、地上敷設物として算定したため、本来もらうべき額より407円安くなっていたため、適正に処理されたい。
講じた措置の内容	不足分407円について追加納付を求め、令和5年3月10日に納付を受けました。